

事務連絡

令和7年5月16日

各 { 都道府県 }
 { 市 } 水道行政担当部（局）長 殿
 { 特別区 }

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

環境省水・大気環境局環境管理課

水道におけるPFOS及びPFOAに関するフォローアップ調査について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き、御礼申し上げます。

PFOS及びPFOAについては、令和7年5月8日に中央環境審議会会長より、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目への引き上げ等が、環境大臣に答申されました。今後、環境省において、水質基準に関する省令及び水道法施行規則を改正し、令和8年4月1日に施行する予定です（別紙1参照）。

これを受けて、令和6年5月29日付け事務連絡「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査について」による調査後の状況を把握するため、令和6年10月1日以降の水質検査結果等に関して、フォローアップ調査を実施しますので御協力をお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に、市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に確認し、別添の回答様式に記入の上、貴管内の都道府県を通じて（専用水道については市、特別区の結果も都道府県で取りまとめて）、令和7年8月29日までに国土交通省各地方整備局等に御報告願います。本調査結果につきましては、取りまとめの上、公表する予定としておりますので、御承知おき願います。

特に、これまでPFOS及びPFOAの水質検査を行っていない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対しては、水道水に係る水質検査を早急を実施して頂くよう要請をお願いします。また、検査の結果、暫定目標値を超過していることが確認された場合は、適切な対応を図って頂くよう引き続き御指導等をお願いします。なお、簡易水道事業、専用水道においては、水質基準化前のPFOS及びPFOAの検査結果等に応じて、水質基準化後の検査回数を軽減できる措置（別紙2参照）を予定していることにも留意し、検査の実施を進めて頂くよう重ねて要請をお願いします。

[添付資料]

- ・別紙1 水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）
- ・別紙2 施行後におけるPFOS及びPFOAの水質検査の考え方（案）

(相談窓口)

水道水におけるPFOS及びPFOAに関する相談窓口を設けていますので、お気軽に御相談ください。

○水道事業者等によるPFOS及びPFOAの対応に関すること

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課及び各地方整備局等

TEL : 03-5253-8111 担当 : 山口、小林

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○水質基準、水質検査に関すること

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当 : 渡辺、武田

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp